

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十九年二月十九日付けの日本国政府とスウェーデン政府との間の交換公文(以下「千九百九十九年交換公文」という。)による合意及び千九百九十九年二月十九日にストックホルムで署名された議定書によって改正された千九百八十三年一月二十一日にストックホルムで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する二千十三年十二月五日にストックホルムで署名された議定書(以下「二千十三年議定書」という。)に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

千九百九十九年交換公文に含まれる合意は、終了し、かつ、適用されなくなることが了解される。

本使は、前記の了解がスウェーデン政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の貴官の返簡が

両政府間の合意を構成し、その合意が、二千十三年議定書第二十条2の規定に従って二千十三年議定書が適用される最初の日に効力を生ずるものとするを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

二千十四年九月十二日にストックホルムで

スウェーデン駐在

日本国特命全權大使 森元誠二

スウェーデン

外務省アジア太平洋局長 ヘレーナ・ソンゲランド殿

(スウェーデン側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、スウェーデン政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が、二千十三年十二月五日にストックホルムで署名された議定書第二十条の規定に従って当該議定書が適用される最初の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月十二日にストックホルムで

スウェーデン

外務省アジア太平洋局長 ヘレーナ・ソングランド

スウェーデン駐在

日本国特命全権大使 森元誠二閣下